

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年1月14日認可した。

平成21年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
泊地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）泊地区
辺池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）辺池地区
栗熊東地区土地改良事業共同施行	非補助土地改良事業（区画整理事業）栗熊東地区